

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和47年1月にA社に入社後、48年3月にB社が営業を開始するまで、Cグループが経営するチェーン店のDで研修を受けていた。申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の親会社からの回答、複数の同僚の雇用保険の加入記録及び供述から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和47年9月1日にA社からE社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和47年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、複数の同僚の雇用保険加

入記録等から、申立期間当時、5人以上の従業員が勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間においてA社は、適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から11年4月1日まで  
ねんきん特別便において、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と比較して低いことが判明した。  
私は、厚生年金保険関係事務に全く関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成11年4月1日より後の同年4月7日付けで、8年9月から11年3月までが26万円から9万2,000円に遡及して引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間当時のA社の代表取締役及び取締役の二人も、申立人と同時期に標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の監査役であったことが確認できるが、申立期間当時の同社の代表取締役及び取締役は、「社会保険関係の事務や決裁は経理部長が行っており、申立人は関与していなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円と訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 45 年 3 月まで

私は、A 区に居住していた昭和 35 年頃に夫と一緒に国民年金に加入し、36 年か 37 年に B 区に引っ越してから A 区で交付された国民年金手帳を使って申立期間の保険料を納付していた。夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、私の分だけが未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の記憶どおり、申立人が A 区に居住していた昭和 35 年 10 月頃に夫と連番で払い出されていることが確認できるが、申立人及びその夫の備考欄には、共に「フ」、「不在」及び「出 B」の順でゴム印が確認できることから、申立人及びその夫は、B 区への転出手続前に不在者として管理されていた期間があったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を B 区で納付したと述べているが、B 区の国民年金被保険者名簿には、「43. 6. 18 転入通知受付」との記録が確認でき、紙台帳との照合記録も当該転入通知受付日以降のものしか確認できないことなどから、B 区が申立人の当該手帳記号番号を把握したのは、転入通知があった昭和 43 年 6 月 18 日頃と考えられ、この時点では、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間について夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと述べているが、申立期間に納付記録がある夫は、申立人と

連番で払い出された国民年金手帳記号番号ではなく、B区への転入後に夫にだけ新たに払い出された手帳記号番号で納付しているものである上、申立人及びその夫は、夫についてのみ新たな手帳記号番号が払い出された経緯等についての記憶が定かではない。

加えて、申立期間は96か月に及んでおり、これだけの期間の事務処理を行政が続けて誤るとは考え難い上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から6年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から6年7月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について確認したところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、口座振替で納付したはずであり、普通預金取引明細には「税金」と記載された振替記録があることから、これに国民年金保険料も含まれているはずなので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を口座振替で納付したと述べているが、金融機関から提出された普通預金取引明細によれば、国民年金保険料の口座振替記録が確認できるのは、申立期間直後の平成6年8月以降の分であり、申立期間の国民年金保険料の口座振替記録は確認できなかった。

また、申立人は、普通預金取引明細に「税金」と記載された口座振替記録に国民年金保険料も含まれていると述べているが、当該口座を管理している金融機関では、国民年金保険料の口座振替の場合には、「年金」又は「国民年金」と記載しており、「税金」と記載したものに国民年金保険料は含まれていないとしている。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間には厚生年金保険の加入記録が確認できる上、申立期間直前の平成元年7月の国民年金保険料は、同年同月に厚生年金保険に加入したことを理由として、同年10月28日付けで還付決議され、2年11月30日付けで申立人名義の口座への送金通知が確認できる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されて

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成21年10月から22年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年10月から22年6月まで  
年金事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の免除の事実が確認できなかったとの回答をもらった。  
しかし、申立期間の国民年金保険料の納付については、夫が失業した平成21年10月に夫が夫婦二人分の全額免除を一緒に申請したはずである。夫の記録は、全額免除とされているにもかかわらず、私の記録だけが未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、夫が失業した平成21年10月に夫婦二人分の全額免除を一緒に申請したはずであると主張しているが、国民年金保険料免除・納付猶予申請書（以下「免除申請書」という。）及び受付簿によれば、免除申請が確認できるのは夫のみであり、夫の免除申請の時期についても、22年3月であることが確認できる。

また、免除申請は、個人ごとに行う必要があるところ、一緒に申請したと主張している申立人及びその夫は、共に提出した免除申請書及び受け取った承認通知書の枚数などについての記憶が定かではない。

さらに、申立人が申立期間について、免除の申請をしていたことを示す関連資料は無く、ほかに免除の申請をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 5 月から 6 年 9 月まで  
② 平成 7 年 4 月から同年 7 月まで

ねんきん定期便で申立期間の標準報酬月額を確認したところ、当時の給与額と相違していることが分かった。

私は、A社に代表取締役として勤務し、当時の給与額に見合う厚生年金保険料を差し引いていたので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間の給与明細書及び源泉徴収簿から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う申立期間の標準報酬月額については、ほぼ全期間にわたり、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高いことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な点は認められない上、申立人は、自身がA社の代表取締役であったと述べており、商業登記簿謄本及びオンライン記録でも申立人が事業主とされている。

また、申立人は、会社の社会保険事務については社会保険労務士に委託しており自身は関わっていなかったとしているが、社会保険関係の届出書類には自身が代表者印を押していたと述べている。

さらに、申立人は、経理事務は自身が行っていたとしている上、申立人が所持する厚生年金保険料等に係る納入告知書・領収証書によれば、A社が社会保険事務所（当時）に納付した申立期間に係る厚生年金保険料は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく額であることが確認できる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下

「特例法」という。) 第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 山形厚生年金 事案 1332 (事案 1174 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月から 44 年 5 月まで

私は、A社(現在は、Aグループ)に勤務していた申立期間当時の標準報酬月額に納得できず年金記録確認の申立てを行ったところ、年金記録の訂正を認めることはできないとする通知があった。

しかし、当時は毎年昇給していたことから標準報酬月額が2年間も同一であることは考えられない上、新たに、同期入社と同僚の標準報酬月額が昭和43年10月に昇給していることが分かったので、同時期に昇給しているはずである。再度調査し記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に採用された同僚25人の記録をみると、昇級時期、昇級額及び標準報酬月額はそれぞれ異なっているところ、このうち申立期間当時の被保険者記録が確認できる18人の標準報酬月額は、9人が申立人と同額であり、申立人より高額となっている同僚についても、申立人が主張する標準報酬月額よりも低いことが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり、特に低額であるという事情は見当たらないこと、ii) 当該事業所では、「班長に昇格するには業績と3年ほどの経過期間が必要であり、給与は基本給と業績給で、昇級月、給与額は社員によって相違していた。」と供述していること、iii) 厚生年金基金及び健康保険組合の標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年2月

2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、標準報酬月額が2年間も同一であることは考えられないこと、及び同期入社と同僚の標準報酬月額が昭和43年10月に昇給しており自身も同時期に昇給していると考えられることを新たな申立内容としていることから、今回、申立人と同期入社で申立期間まで継続勤務している同僚110人全員の標準報酬月額を確認したところ、申立期間当時の標準報酬月額が2年間以上同一である同僚が申立人以外にも10人以上いること、及び標準報酬月額が全員同額であるのは入社後の5か月間だけであり、その後の昇給時期及び昇給額は一律でないことが確認でき、ほかに申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる新たな資料等の提出は無く、年金記録の訂正につながる新たな関連資料及び周辺事情があるとは認められない。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。